

令和3年(2021年)10月26日
午後3時～午後4時
於：高層棟4階 特別会議室
福祉部障がい福祉室

令和3年度 第4回吹田市政策会議

吹田市立障害者支援交流センター条例及び同施行規則の一部改正について

医療的ケアを必要とする障がい者に対して、持続可能な支援が行えるよう、障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」に指定管理者制度を導入するに当たり、吹田市立障害者支援交流センター条例及び同施行規則の一部を改正するものです。

1 現状及び課題

(1) 医療的ケアを必要とする障がい者の支援について

日常的にたん吸引、人工呼吸器の装着、胃ろう等の医療的ケアを必要とする方(以下「医療的ケア者」という。)は、近年の医療技術の進歩などにより、増加傾向にあります。しかし、医療的ケア者の日中活動として通所施設で実施する生活介護については、十分なスペースや職員の確保が困難であることや、現状の国の報酬体系では費用を賄いきれないことなどの理由により、民間事業所での受入れは進んでいない状況です。

吹田市立障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」(以下「あいほうぶ」という。)及び総合福祉会館が受入れの中心的役割を担っていますが、あいほうぶにおいても、開所当時12名だった医療的ケア者の利用者数が、令和2年度末では47名と増加しており、今後の利用者増加への対応が困難な状況となっています。

(2) あいほうぶの運営について

あいほうぶでは、以下の①～④の業務を実施していますが、業務に応じて担い手が異なることから、非効率になっており、業務プロセスの改善が必要です。

- ① 障害者総合支援法に基づく生活介護施設の運営【民間法人による業務委託】
- ② 障害者総合支援法に基づく短期入所施設の運営【民間法人による業務委託】
- ③ プールや介助浴室を含む貸館業務(市独自事業)【直営】
- ④ 施設管理業務(市独自事業)【直営】

また、①②の業務に係る委託料については定額となっており、利用者数に応じたものではないことから、受入れの促進に寄与するものになっていません。

2 重度障がい者支援の今後の方向性

高度地域医療機関が集積している本市の地域特性も踏まえ、重度障がい者のうち、医療的ケア者の受入れ促進を図る取組を本市が主体となってい、市全体で74人である日中活動の場での医療的ケア者受入れ人数(令和3年8月時点)を、令和15年度までに112人とすることを目指します。

その取組内容として、まずは、更なる民間ノウハウの活用と効果的な施設運営を目的に、あいほうぶに指定管理者制度を導入し、受入れ人数に応じた加算金等のインセンティブを設け、当該施設を医療的ケア者の支援に重点を置いた施設とします。また、あいほうぶでのインセンティブの設定基準に合わせた、民間事業所への市独自の補助制度等について検討を行い、持続可能な支援体制を構築します。

3 あいほうぶへの指定管理者制度の導入

(1) 概要

業務委託期間が満了することを契機とし、現在生じている課題の解消のため、令和5年(2023年)4月から、1(2)に示す①~④の業務全てを一体的に担わせる指定管理者制度を導入します。

(2) 効果・目的

市が提示する条件の下で事業内容やサービスについて、運営者の創意工夫が発揮できる、指定管理者制度を導入することにより、業務委託で抱えていた事業の硬直化といった課題を解消し、合わせて、施設の管理業務の効率化を図ろうとするものです。

(3) 利用料金制の導入

当該施設には、利用料金制を導入します。

また、他の施設と異なり、プール等の特別な施設の管理が必要なことから、一般的な施設と特別な施設を区分し、特別な施設の管理には一定の施設管理料を指定管理料として支払います。

(4) インセンティブの内容

インセンティブは、一定以上のスコアを有する医療的ケア者に係る受入れ数や、リハビリ及び施設入浴の実施に応じた出来高制により、指定管理料として支払います。

(5) 指定期間

指定期間は10年とします。

医療的ケア者の介護業務は、医療的ケアの特性・症例に応じた緻密かつ高度な対応が必要です。医療的ケア者にとって安定的かつ安心できるサービスの提供には、事業者と利用者の双方での継続的な信頼関係の構築が重要であることから、本市の指定管理公募マニュアルで原則としている5年を超える期間を設定する必要があります。また、介護を提供する事業者側も負担は大きく、応募が控えられることも予測されるため、指定期間を10年とするものです。

(6) その他

事業者の変更に際しては、丁寧な業務引継が必要であるため、引継期間を設けるなど、安心して施設を利用してもらえよう検討します。

4 指定管理者制度の導入に係る条例等の改正

条例等改正に係るパブリックコメントを実施した結果、骨子案のとおり吹田市立障害者支援交流センター条例及び同施行規則の改正を行います。

5 パブリックコメント

(1) 意見提出期間

令和3年8月10日（火）から9月9日（木）まで

(2) 提出意見数

54通（183件） ※ 利用者の保護者など関係者からの意見が大半

(3) 主な提出意見

- ア 指定管理者制度そのものを否定する意見…30件
- イ 市の説明責任を問う意見…33件
- ウ 現状どおりの運営方法を望む意見…23件
- エ 指定管理者制度導入後の運営方法に関する意見…24件
- オ 市の財政的支援が必要とする意見…27件
- カ 指定管理者制度に期待する意見…11件
- キ その他…35件

(4) 市民意見に対する市の考え方

平成13年の開所以来、他の民間施設での受入れが困難な医療的ケア者の受入れを進めてきましたが、今後も安定した受入れ体制が求められています。

今後は、現在の業務委託による方法ではなく、介護報酬による利用料金制を採るとともに、医療的ケア者の受入れ実績や提供するサービス内容に応じた出来高制により指定管理料を支払う、指定管理者制度を導入することにより、より多くの方の受入れを進めたいと考えています。

指定管理者の運営が、医療的ケア者の受入れを進めようとする市の目標に沿ってなされるよう確認することにより、引続き市の責任において、各事業を実施してまいります。

6 指定管理者制度の導入に係るスケジュール

令和3年 (2021年)	8月	企画会議
	10月	政策会議（条例等改正）
	11月	11月定例会に条例等改正案を提案
令和4年 (2022年)	2月	2月定例会に令和4年度当初予算として指定管理委託料などの予算案を提案（令和4年度からの債務負担行為）
	4月以降	指定管理者の募集、選定
	11月	11月定例会にて指定管理者の指定について提案
令和5年 (2023年)	1月以降	事業引継ぎ開始
	4月	指定管理者によるあいほうぶの運営開始